

寄せられた御意見と御意見に対する考え方

- 1 申請されたアルファルファは「飼料用」であるのに、なぜ食品表示へのアルファルファの追加が必要なのですか？
- 2 認可を飼料用・食用と区別し、あくまでもアルファルファは飼料用ということで認可し、販売企業が管理の徹底を行えば法改正の必要はないのではないですか？

当該遺伝子組換えアルファルファについては、開発企業によれば、現時点では「飼料用」として開発されたものであり、「飼料用」として流通させる予定であるが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、「食品用」として流通する可能性が否定できないことから、食品としての安全性審査について厚生労働省に申請したとのことです。厚生労働省としては、その申請に基づき、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、同委員会からの答申内容から食品としての安全性を確認したところです。

このように、当該遺伝子組換えアルファルファについては、食品安全委員会において食品としての安全性が確認されたことから、開発企業が「飼料用」として流通させる予定でも、科学的には「食品用」として安全に流通させることが可能であると判断されております。また、遺伝子組換えが行われていないアルファルファは、現在、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、乾燥させて茶にしたものが飲食されているところであり、そうした実態を考慮し、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう制度を整えるため、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の改正を行うこととしているところです。

- 3 分別流通において予期せぬ混入は5%まで認められています。飼料用のアルファルファが食用に予期せぬ混入があると想定し法を改正することは、他の原料からの移染に対し表示を課す訳ですから、甜菜など現時点で表示義務の無い組換え農産物は想定しなくて良いのですか？

当該遺伝子組換えアルファルファについて、開発企業によれば、我が国の食品及び飼料としての並びに環境への安全性審査の手続きがすべて終了した時点（早ければ平成17年度中）で、米国での商業栽培を開始する予定であるとのことです。

一方、遺伝子組換えてんさいについて、開発企業によれば、環境への安全性審

査等を申請する諸条件が整っておらず、現時点において商業栽培の見込みがないことから、遺伝子組換えてんさいの流通の可能性は否定できるため、遺伝子組換え食品に関する表示を義務づける必要はないと考えています。

なお、今後、我が国の食品及び飼料としての並びに環境への安全性審査の手続きがすべて終了した遺伝子組換えてんさいの商業栽培が進むようであれば、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう制度を整えるため、食品衛生法施行規則、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があると考えております。

4 移染に対して表示する場合、消費者や流通、メーカーに対して「飼料用が食用に移染するという管理とはいったい何？」と不安をあおることになりませんか？

1及び2の御質問に対して回答しているとおり、当該遺伝子組換えアルファルファについては、開発企業によれば、現時点では「飼料用」として開発されたものであり、「飼料用」として流通させる予定であるが、今後商業栽培が進めば、意図せざる混入等により、「食品用」として流通する可能性が否定できないことから、食品としての安全性審査について厚生労働省に申請したとのことです。厚生労働省としては、その申請に基づき、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、同委員会からの答申内容から食品としての安全性を確認したところです。

このように、当該遺伝子組換えアルファルファについては、食品安全委員会において食品としての安全性が確認されたことから、開発企業が「飼料用」として流通させる予定でも、科学的には「食品用」として安全に流通させることが可能であると判断されております。また、遺伝子組換えが行われていないアルファルファは、現在、いわゆるスプラウト（もやし）のほか、乾燥させて茶にしたものが飲食されているところであり、そうした実態を考慮し、遺伝子組換え食品に関する情報が適切に提供されるよう制度を整えるため、食品衛生法施行規則及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正を行うこととしているところです。

つまり、今回予定している食品衛生法施行規則、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正は、移染に対して表示を義務づけるということではなく、移染の可能性を踏まえた食品としての安全性審査の申請を踏まえて行った食品安全委員への食品健康影響評価の結果に基づき、食品

としての安全性が確認されることによる「食品用」としての流通可能性や実態を考慮し、遺伝子組換え食品である旨の表示を義務づけるというものです。



August 12, 2005

Japanese Enquiry Point

Reference: WTO TBT Notification G/TBT/N/JPN/147

Canada appreciates the opportunity to comment on the Draft Amendment of Quality Labelling Standard for Genetically Modified Foods, as notified under both G/TBT/N/JPN/147 and G/SPS/N/JPN/143.

As you are aware, the TBT Agreement requires WTO Members to develop technical regulations that do not discriminate against like products and that do not create unnecessary obstacles to international trade.

Canada would like to take this opportunity to restate our general concern with the Japanese Quality Labelling Standard for Genetically Modified Foods.

Canada supports mandatory labelling of food based on health and safety considerations. Beyond health and safety considerations, Canada is concerned that mandatory labelling for foods derived from biotechnology could lead to unjustified discrimination against like products. We believe that this type of application raises questions as to the consistency of the proposed regulation with WTO obligations. Canada is of the view that a more appropriate, less trade restrictive approach would be a voluntary, market-driven food labelling scheme to provide information on how a product is produced.

We understand that this measure was also notified under the SPS Agreement as notification G/SPS/N/JPN/143. Canada does not consider this measure to be related to health and safety considerations, and therefore questions the need to notify it under the SPS Agreement.

Canada is grateful for the opportunity to register these concerns with Japan, and is available to further discuss if requested.

Sincerely,

for Paul Martin
Director
Technical Barriers and Regulations Division

Canada